かわさき

第99号
議会だより
平成22年8月1日発行

写真提供:田川相撲クラブ

6月定例会

『議会基本条例』制定
議会活動の最高規範として ……3

議会基本条例(抜粋) ……4～7

一般質問‥よりよいまちづくりをめざして
8人の議員が登壇 ……8～11

「議会基本条例」制定にあたり

議長　森元　秀美

このたび6月定例議会において「川崎町議会基本条例」が全会一致で可決されましたことは、川崎町議会の歴史に残る、極めて画期的な出来事であります。

住民参加の議会へ

私たちは、平成20年より議会改革を進めてまいりました。本町議会の最高法規として「川崎町議会基本条例」の制定を視野に入れながら、これまで議会報告会を毎年行い、本年は行政区長会との懇談会も行いました。いずれにおいても皆さまから熱のこもるご意見、ご提案をいただき、今後の議会の政策提案や討議に反映させてまいります。

さらに、昨年9月の定例議会より本会議をインターネットによる生中継し、録画放送もできるようにいたしました。そして、本年4月より川崎町議会のホームページを開設し、議会からあらゆる情報を提供できるようにいたしました。

なぜいま「議会基本条例」か

平成12年に地方分権一括法が制定されて以来、国と地方は対等・平等な関係となり、地方の議会もしっかりと行政を監視し、チェックできなければならない時代が到来しました。そのためには、議会自ら当然あるべき姿として川崎町議会の基本的な事項を規定し、さらに議会の多様な運営や緊急な対応に備え、議会の会期を一年間とする「通年議会」の実施、議員の質問に対して逆に質問することができる「反問権」など、従来の概念をくつがえす規定も「川崎町議会基本条例」に定め、これから実行していくことが川崎町議会の課題となりました。

今後も私たちは、皆さまの代表として日々努力を積み重ねてまいる所存でございます。何とぞ、ご支援、ご協力をお願いいたします。

正算 補予 一般会計

9億5，500万円を追加し総額99億2，500万円に

給食センター工事費 8億5，000万円計上

魚楽園鑑定調査費は 再び減額修正

魚楽園鑑定調査費を含む予算案は、予算特別委員会では原案のまま可決されたものの、本会議において減額修正動議が出され、裁決の結果10対7で修正案が可決されました。

●補正予算に追加された主な予算

子宮頸がん・乳がん検診　375万円
黒木地区・大島地区公民館改築　2，750万円
災害ハザードマップ作成　187万円
健康づくり指導員養成　440万円
給食センター建設　8億9，600万円

町営住宅家賃滞納金請求および住宅明渡訴訟

訴訟の報告
［事件名］　建物明渡等請求事件
［滞納金額］　25万円～79万円
［原　　告］　川崎町

［被告住所］

三井朝日町団地	1件	豊州団地	1件
三井緑ヶ丘団地	1件	西田原団地	1件
三井けやき台団地	1件	麦田団地	1件
大豊団地	2件	大峰団地	2件

議員発議

「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書提出　……採択

リサイクルの推進と不法投棄防止のために、関係省庁に意見書を提出しました。

「議会基本条例」全会一致可決

－議会活動の最高規範として－

去る6月議会において、議会改革特別委員会の最終目標である「川崎町議会基本条例案」を委員会発議し、満場一致で可決、成立いたしました。

議会基本条例の制定は、本年4月現在福岡県下では、久留米市、春日市など4市の市議会で可決していますが、町村では川崎町議会が初めてであり、6月4日の条例可決に伴い、NHKテレビをはじめ新聞各紙で報道されました。

議会改革の必要性

近年、地方分権化の進展に伴い、国が「生活者の視点に立った地方政府の確立」を勧告するなど、従来になく「開かれた議会」、「討論する議会」、「衆知を集める議会」、「活動する議会」に向け、全国の県市町村議会において、議会改革を進める動きが一段と高まっております。

このような情勢を背景に、平成20年6月議会において、議長の諮問にもとづき、委員7名による議会改革特別委員会が設置され、以来丸2年間40回に及ぶ委員会調査・審議を重ね、「議会報告会」「議員研修の充実」「情報公開の推進」「事務局体制の整備」「住民アンケートの実施」「議会住民団体懇談会」等々の先行実施を取り込みながら、その集大成として「川崎町議会基本条例」原案を策定、全員協議会等の協議を経て、この度可決、成立を果すことができました。

議会基本条例の概要

本基本条例は「前文」及び8章23条の条項による構成で、議会としてはこの基本条例を今後の議会運営、議員活動の最高規範として位置づけ、議会改革を継続的に推進しようとするものであります。

新たな課題として「通年議会制」、「反問権」の導入や地方自治法（第96条2項）にもとづく議決事項に関する定めなど、議員自ら研鑽（けんさん）、啓発が求められ、かつ町執行部に対しても少なからず理解と協力を求める条項が加わっています。

議会としてはこの基本条例の「解説・普及版」を別途作製する計画でありますが、本号では別記のとおり主要条項の抜粋を掲載しています。

特別委員会の終結

これまで約2年間、議会改革の推進に精力的に取り組んで参りましたが、最終目標である「川崎町議会基本条例」を可決・成立させたことを機に「議会改革特別委員会」は終結いたしました。

川崎町議会基本条例（抜粋）

（前　文）

川崎町議会は、川崎町民から直接選挙で選ばれた議員によって構成される、町民のための町政の決定機関である。

憲法は町長には執行権を、議会には議決権を与え、お互いにその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制して、適正で効率的な行財政運営をめざすという、いわゆる「二元代表制」にもとづく地方自治の組織と運営を保障している。

議会と町長は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、住民の意思を政策に的確に反映させるために競いあい、協力しあいながら、住みよい町づくりを進めていかなければならない。

特に地方分権化が進み、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、町民の意思を代弁する議会の果たす役割は大きく、自由な議論を通じて、民主主義の発展と町民福祉の向上のために最大限の努力を払わなければならない。

さらに、川崎町がかつて産炭地として発展してきた地域の特性を生かしながらも、将来に向かって明るい未来を切り拓くために、議会としての役割を果たすことが大いに期待されている。

このように、議会に課せられた使命を達成するために、議会はここに「川崎町議会基本条例」を制定する。われわれ議員は地方自治法に定められた規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開と発信、政策決定への民意の反映、議員間の自由な討議の展開、町長及び執行機関との持続的な緊張感の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公共性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等を積極的に進めることにより、町民に信頼される品格と存在感のある議会を築きたいと思う。

第1章　目的及び最高規範性

（目　的）

第1条　この条例は、地方分権化と自治の時代にふさわしい、川崎町民（以下「町民」という。）の身近な政府としての川崎町議会（以下「議会」という。）及び議員活動の活性化と充実のため、必要な議会活動の基本的事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本とし、川崎町民憲章（昭和63年3月10日制定）が目指す豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、町民憲章が目指す豊かなまちづくり実現のため、町政の情報を広く公開し、町民参加を基本にした議会活動の基本的事項を定めることを規定しています。

（最高規範性）

第2条　議会は、この条例を、議会運営の最高規範と位置づけ尊重しなければならない。

2　議会は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

3　議会は、議員に対しこの条例の理念を周知浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後すみやかに、この条例に関する研修を行うものとする。

【解説】

1　議会は、この条例が議会運営の最高規範であり尊重しなければならないことを規定しています。

2　議会は、この条例を遵守し、町民の代表機関として責任を果たす

「議会基本条例」全会一致可決
－議会活動の最高規範として－

ことを規定しています。

3　選挙により議員構成が変わっても、この条例の理念を継続させるため、議員研修を行うことを規定しています。

第2章　議会及び議員の活動原則

（通年議会）

第3条　議会は、第1条の目的を達成するため議会の会期を通年とする。

【解説】
議会は、会期を1年とすることにより、議会の多様な運営や緊急時の対応など、必要な時にいつでも議会活動が行える状態にすることを規定しています。

▲旧議場

（議長・副議長の選出）

第4条　議長・副議長の選出に当たっては、議会は、それぞれの職を志願する者に、議会活動の方向性を明確にし、町民に対する透明性を高めるため、所信表明の場を設けなければならない。

【解説】
議会は、議長・副議長の選出に際して、その職を志願する者に所信表明の場を設け、町民にわかりやすい選出を行うことを規定しています。

▲新議場

（議会の活動原則）

第5条　議会は、次に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

(1)　公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指すこと。

(2)　町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。

(3)　町民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。

(4)　議会内での申し合わせ事項は、必要に応じて見直しを行うこと。

(5)　町民の傍聴しやすい議会運営を行うこと。

【解説】
議会が町民に信頼され、親しみの持てる、開かれた議会活動を行うために5つの原則を規定しています。

（議員の活動原則）

第7条　議員は、次に掲げる事項を原則として活動しなければならない。

(1)　議員は、議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2)　議員は、町政の課題について、町民の意見を的確に把握するため、自

ら日々研さんし、町民の代表としてふさわしい活動をすること。

(3) 議員は、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

1 議員は、多様な町民の意思を反映し、政策水準を高めるため、自由討議に努めることを規定しています。

2 議員としての資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動をすることを規定しています。

3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、町民に対し積極的に情報を公開し、常に町民に開かれた議会を目指さなければならない。

2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則として公開とする。

3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度・公聴会制度を十分に活用して町民や学識経験者等の専門的・政策的識見を聴取し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、陳情書又はこれに類するもの(要望書、嘆願書、要請書等)は、議長が議会運営委員会に諮って審査の必要があると認めるものは、請願書の例により処理し、審査の必要がないと認めるものについては、議員配布にとどめるものとする。

【解説】

1 議会は、情報を公開することにより、町民に開かれた議会を目指すことを規定しています。

2 議会は、全ての会議を原則として公開とすることを規定しています。

3 町民等の意見を聴取して自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。

4 陳情書は、議会への貴重な政策提案と位置付けたうえで、その審査方法を規定しています。

▲旧庁舎

▲新庁舎

第4章 議会と行政の関係

(議会と町長及び執行機関との関係)

第12条 議会審議における議員と町長及び執行機関(以下「町長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方

式で行う。

(2) 本会議において質問を受けた者は、議長の許可を得て、質問の趣旨を質し、または反問することができる。

(3) 本議会における質問及び発言は、町民の目線で要点のみを分かりやすく述べ、中傷的、歪曲的発言は厳に慎み品位ある発言に努めること。

【解説】

1 議会は、本会議における論点・争点を明確にするため一問一答方式で行うことを規定しています。

2 本会議において質問を受けた者は、論点や争点を明らかにするため、議長の許可を得れば、質問をした議員に対して逆に質問をすることができることを規定しています。

3 質問及び発言は、町民にも理解できるよう簡明にし、相手を中傷したり事実と異なる発言を慎むことを規定しています。

（町長による政策等の形成過程の説明）

第13条 議会は、町長が提案する重要な政策を審議するにあたり、その論点を明らかにし、その政策水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 総合計画との整合性

(5) 関係ある法令及び条例等

(6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

【解説】

行政が町民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される重要な政策を提案する場合、7項目の条件を示すことによって論点の明確化を図ることを規定しています。

特に政策の内容の信頼性を高めるため、政策の発生源や将来にわたるコスト計算まで求めることを規定しています。

（地方自治法第96条第2項の議決事項）

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第96条第2項に基づく議会の議決事項を次のとおり定める。

(1) 法第2条第4項の規定にもとづく総合計画

(2) 前号に掲げるもののほか、町行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針、その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が3年未満の計画を除く。）で、次に掲げるものとする。

ア 都市計画、上下水道等に関する計画

イ 社会福祉、医療に関する計画

ウ 農林水産業、観光、商工業、その他の産業の振興に関する計画

エ 町民生活の安全、交通、環境に関する計画

オ 教育に関する計画

カ 次世代育成、男女共同参画に関する計画

キ 国民保護に関する計画

【解説】

行政が町民の生活、生命にかかわる計画を実行するためには、議会がその決定に参画し、計画の必要性を比較、検討することとし、その対象となる計画を項目ごとに掲げ、議決事項として追加することを規定しています。

第7章 議員の政治倫理 身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第20条 議員は、町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】

議員は、倫理性を自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。

奥　春男
議員

Q 隣組の未加入者をなくせ

A 加入を呼びかけている

問 以前、隣組に入っていない者はゴミ取り代金を支払ってなかったので、平等を保つ意味もありゴミ収集袋を有料にした。その当時は880所帯が未加入所帯だったが、現在はどうなっているか。

答 土井総務課長　9，530所帯中6，941所帯が隣組に加入している。

問 平成11年6月時点、8，946所帯中1，206戸が未加入者。12年5月で1，325戸が未加入者、14年5月が1，572戸、現在が9，530戸中2，589所帯、27％と、年々隣組に入らない所帯が増え続けている。森安区では、隣組に入っている者で防犯灯の電気代を支払っているが、未加入者が増え続けて電気代の支払に困っている。先日、区長会と議会の懇談会の折にも区長会より要望があり、「隣組、未加入所帯をなくすため議会は努力してほしい。区長会が出した請願も採択されている事だし」と追及された。議会としてはどうすることも出来かねるので執行部にお願いする以外に方法がない。この際、執行部、議会、区長会、有識者等で構成した特別委員会を作り、研究してみてはどうか？

答 手嶋町長　各行政区の隣組に加入していない所帯が年々増えている事は現実である。町としても区長会の会長と町長名で隣組に加入して頂くように手紙を配達させて頂いた。一時期、「よそから転入した方には行政区に入って頂きたい」と言うチラシも配布してきた。未加入所帯を強制的に加入させると言う法的手段はなく、難しい課題である。また、移動町長室で各地域を回った折にも「皆さん方の知人、友人で隣組に入ってない方がいたらぜひ加入するように呼びかけて頂きたい」とお願いをしている。特別委員会を作ることは、何らかの法的拘束力があれば、作っても良いが、強制的に行政区に入らせることは出来ないと言う裁判所の判決も出ている。この状況の中で、特別委員会を作っても余り意味がないのではないか。むしろ、地域住民の皆さん方で協力して取り組んでいくと言う、そういう雰囲気を作っていくほうが重要なことだと思う。

▲防犯灯

西本　泰博
議員

Q 行財政改革をどのようにしていくのか

A 将来的な財政計画を検討する

問 平成17年度から平成21年度までの5年間、川崎町集中改革プランが策定され、平成17年12月には財政健全化策定委員会から新財政健全化計画の答申が出されたが、具体的な計画は策定されていない。財政健全化計画と川崎町集中改革プランによって行財政改革が行われてきたが、現在それにかわる代替計画はない。今後、行財政改革をどのようにして行くのか。

答 手嶋町長　今後については、集中改革プランの実施内容を十分精査し、新財政健全化計画に沿って実施されていない部分については継続していきたい。

問 早期に具体的な数値目標を掲げた健全化計画、もしくは行財政改革計画を策定する必要があるがどうか。

答 手嶋町長　過疎法も6年間延長された経緯があるので、そういった計画も含めて将来的な財政計画を検討する。

Q 川崎町の西鉄バス路線運行全面廃止に伴うJR線の活用を

A JR線の利用促進に取り組む

問 「本年度いっぱいで本町への西鉄バス路線全面廃止」が決定されたが、現在運行しているふれあいバスへの依存が高くなり、コスト増を引き起こす可能性が出てくる。コスト削減策としてJR線ダイヤの増設をお願いして連携を組んだらどうか。

答 手嶋町長　来年3月31日をもって、西鉄バスの後藤寺ターミナルから川崎経由添田までの路線、ターミナルから大任経由添田までの路線が全面廃止になる。福岡県としても各関係市町村の対策協議会を立ち上げ現在協議を行なっている。県の状況も見ながら対応策を考えなければいけないが、公共交通としてのJR日田彦山線の活用は大変重要だと認識している。将来、日田彦山線そのものが廃止されるのではとの懸念もある。日田彦山線を地域住民が利用しやすいようなダイヤ編成をJR九州にお願いするためには、町と議会、商工会議所、老人クラブ連合会等いろいろな団体に呼びかけ、その利用促進策に取り組んでいく。

谷口　武雄
議員

Q ストップマークの設置を
A 検討する

問 国民皆免許にともなって、交通量が増大し、交通事故は激化の一途をたどっている。死亡者は全国で毎年一万人前後出続けている。

平成20年度川崎町内の事故発生数は、153件と、前年に比べプラス8件、死亡事故発生数は63件でプラス2件、死亡者数は4人でプラス3人、傷者数は217人でプラス17人となっている。

交通事故から弱者を守るためにも、町内の幼稚園・小学校付近の横断歩道に足型をデザインした、ストップマークの設置をしてはどうか。

答 讃井教育長　ストップマーク設置は、交通安全対策上ひとつの方策だと考えている。現在、各所の状況を調べ、必要性も含めて検討する。

▲ストップマーク

Q 町の顔である庁舎の美化推進を
A 今後十分に検討していきたい

問 先日、添田町役場前を見て来たが、玄関前は1年中、青葉がみなぎる植木が主に植わっている。また、オークホール周辺の施設でも、ゴミひとつ落ちていない状況である。さらに大任町役場にも行ったが、花だん道路は美しく、役場前にも美しい花が植えられ、心やすらぐ環境である。それにひきかえ、川崎町役場の玄関前は、草が生え、花も植わってなく、さらにゴミも散乱している。新たな発想で他の市町村が学びにくるような、庁舎周辺を創ってはどうか。

答 手嶋町長　確かに指摘の点もあると思う。

住民の皆さんが役場に来た時、少しでも気持ちよく利用できるような状況をつくっていく事は大変重要であるので、指摘のような事については、今後十分に検討していきたいと思っている。

瓜野かをり
議員

Q 危機管理対策は万全なのか
A ハザードマップを作成する

問 地域社会における危機管理対策は、自助・共助・公助としての理念が掲げられているが、必ずしも明確ではないと考えている。宮崎県では家畜の伝染病・口蹄疫の感染で18万頭以上が処分されている。畜産関係の皆様や県民の皆様は、この危機を力を合わせ克服してほしいと、強く願っている。これがまさに危機管理である。ほかにも地域保健管理対策・事業者自主衛生管理対策・防災危機管理対策など、さまざまな危機管理対策が必要である。

特に防災対策は、行政を含む関係機関だけでは限界があり、地域社会において災害時に効果的な活動ができる体制を形成することが、最も重要であると考えている。〝災害は忘れたころにやって来る〟の例えのように、いつ、どこで何が起こるかわからない。自治体が地域の危険箇所のハザードマップを公表し、これを基本として、コミュニティ自身が中心となって調査し、地域ハザードマップを作成し、関係機関と住民で共有することが重要と考えている。災害を抑止するためにも、地域社会の改革を推進して、環境整備と方向性を提示していくことが最も重要であると思う。

幸いにも本町では、本年度より防災無線が設置された。これにより敏速に住民の皆様に情報を発信することができる。まもなく訪れる梅雨の大雨や台風による土砂災害、河川の氾濫など、さまざま災害が想定される。

本町においても条例や災害マニュアルなど、組織機構においての内部的整備は整っていると思うが、いざ災害が発生したときには不安でならない。住民が安全で安心して暮らせる町づくりのためにも、行政と全町民が一体となって、地域社会における防災対策を考えていく必要があると思う。そのためにも、住民それぞれが家庭レベルで、戸別の防災対策や地域のコミュニティ対策が機能しているのか、自治体との連携はどのようになっているのか、検討する必要があると考える。町長の答弁を求める。

答 手嶋町長　地域住民が安心して毎日の生活を送っていくための環境づくりを進めていくことは、大変重要な課題だと認識している。ハザードマップ作成の資料作りの予算が議決されれば、具体的に進めていきたいと、考えている。

▲土砂くずれの現場

北代　俊雄
議員

Q 西鉄路線バスが廃止されるがその対応は

A 広域的協議を進める

問 平成23年4月から川崎経由添田行きと、大任経由添田行きバス廃止の報道がされている。西鉄路線バスが廃止されると、町民の生活は大変な事になり、特に高齢者がとり残されることにもなりかねない。そこで、町独自で西鉄に運行継続の協議をするとか、添田町、大任町と連携してコミュニティバスを広域運行するとか対応すべきと思うが、町長いかがか。

答 手嶋町長　この対策については、福岡県も生活交通対策会議を設立し、協議を進めようとしている。また郡町村長会議等でも添田線の関係市町村とも協議を行い、今後の広域的具体的な協議を行うことを確認しているところである。

　住民の足であり、地域の発展に必要不可欠な公共交通機関を守るため、川崎町ふれあいバスと、もう一つの基幹的な公共交通機関であるＪＲ日田彦山線の活性化問題も含めて、積極的に対応を進めたいと考えている。

Q 児童生徒の学力向上の取り組みは

A アンビシャス広場を開設した

問 子どもたちは川崎町にとって何であるか。

答 讃井教育長　「宝」そのものである。

問 全くそのとおりである。「子は宝」と言われる。

　そこで、この川崎町の将来を担う児童生徒を光らせるためには学力向上を図るべきと思う。その方法として、塾に行きたくても行けない児童生徒のために、放課後とか、週末とか、夏休み、冬休み、春休み等に学習支援ボランティアを設置し、教育に興味関心があり将来教員を目指している方とか、退職された先生方の協力を得て、子どもたちの健全な成長に向けた学校づくりを推進してはと思うが、教育長いかがか。

答 讃井教育長　この6月から、教育ボランティアを活用して小学校4校区にアンビシャス広場を開設した。登録の教育ボランティアは80名を超えており、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを始めたばかりである。川崎町の教育最大の課題は学力向上にあると認識しているので、今後も各学校と連携を図りながら取り組んでいきたいと思う。

▲アンビシャス広場

中村　内廣
議員

Q 子ども手当の支給方法は

A 銀行口座に振り込む

問 国は少子化対策の一環として、次世代を担う子ども達が、健やかに育つことを社会全体で応援するため、月13,000円を親らに支給するとしている。現金支給であれば、商店街の活性化につながると思うが、当町はどのような方法をとるのか。

答 手嶋町長　本町では、6月10日に4月・5月分の2ヶ月分を銀行口座に振り込みをした。

▲元気な子ども達

Q 食料自給率向上策は

A 国の制度を活かして取り組む

問 世界的に食料不足。食の安全・安心が求められている。国は、食料自給率向上のため「食料・農業・農村基本計画」を見直し、食料供給力の向上を目指し、新たな米の利用や飼料用作物の生産促進・耕作放棄地解消のための支援策を検討している。川崎町の食料自給率向上の取り組みについてはどんな方法があるか。

答 手嶋町長　国は自給率向上のため新しい政策として、今年の4月より所得保障モデル対策事業を始めた。水田に、麦、大豆、米粉用米、野菜などを栽培することにより主食用に見合う所得を確保することを支援し、自給率向上をはかる。

　米のモデル事業は、水田の約4割を転作か休耕した農家に補償金として、残りの米の作付け面積に対して1反当たり、15,000円程度の補助をするものである。

　4割の水田に転作作物を奨励することにより、一層の自給率向上になると思う。福岡県園芸農業等総合対策事業イチゴ・コマツナ・トルコキキョウ・イチジク等のハウスの施設整備にかかる事業費の2分の1及び3分の1の補助金もある。

櫻井　英夫 議員

Q 合併に代わる田川広域行政のあり方とは

A 田川が心を一つにし、定住自立圏共生ビジョンを作ること

問 合併議論が沙汰止みになっているが、合併のメリットをどのように考えてきたのか。

答 手嶋町長　①行政の効率化が計れる②予算規模の大きな政策が推進できる③専門職が雇用しやすくなる、と考えている。

問 合併しない状況下で、それらを具体的にどのように推進するのか。郡の町村長会自体が心もとない状況だが。

答 手嶋町長　合併に代る施策として定住自立圏構想と言うものが打ち出されている。田川広域の振興ビジョンを策定し、自治体間で協定を結び実行していく。

　いずれにしても、田川が心を一つにしなければ始まらない。

Q 福岡県立大学に教育学部誘致を

A 福祉系に特化することで特色を出せている

問 田川再生の根本は、教育水準の向上にありと考える。県立大学に教育学部を誘致し、やがて総合大学に発展させるよう働きかけるべきでは。

答 手嶋町長　県立大学は、福祉系の総合大学を目指して平成4年に開学。将来は2，000人規模の学生数になるよう希望している。教育学部の議論もあったが、福祉系に特化することで特色を出せるとしている。

Q 学校の存在が目立たない看板を掲げては

A 効果的かどうかを検討する

問 生徒に母校愛、教師に学校愛を育む対策として、校舎に校名を大きく掲げることを提案する。

答 讃井教育長　いま、学校、家庭、地域が一体となって学力向上を目指している。成績が上がれば自信がつき、愛も生まれる。大きな看板設置は効果的かどうかを検討したい。

▲川崎小学校

繁永　英樹 議員

Q 職員による草刈りの実態を問う

A 可能なかぎり職員で対応する

問 質問のたびにボランティアであることを強調され、実経費の実態が不明な草刈りを今年も行うようであるが、町長がいつも言うように、職員は人員不足で業務も手いっぱいであり、疲労困ぱいして、休日に草刈りに出されると、本来の業務に支障もあり、残業で補ったりしている。

　職務時間や保険、器具経費などすぐに算出できる支出だけでも500万円以上で、二次的影響もあり、かなりの金額になる。少数精鋭の職員の安定専業と、町民の雇用対策、行政区への補助的発注など再検討の余地はないか？

答 手嶋町長　どうしても必要があれば、業者への発注も検討するが、経費がかさむので、新規採用の臨時職員7名と不足分は職員で対応する。

Q 事業計画の見積りがあまくないか

A 採算があうように努力する

問 本年度予算に改装費8，000万円を投じて運営中の安宅交流センター、歳入予測額530万円とあり、収入予測根拠は期待額で、これを満額達成しても営業のみで、年間66万円の損失になり、あまりにも見積りが甘く、良い状況を理想だけで描く計画が目立っていると思う。

　視察した際も、数十万もするピザ窯などがあり1億円規模の住民の血税を使う事業が、誰でも気軽に使える町民補助的でなく、生活に余力のある人向けの施設に感じ残念に思うが、町の計画性、運用性を問う。

答 手嶋町長　現在の施設利用実績は2件のみだが、周辺の観光と合わせて、都市と農村の交流事業を積極的に進めたい。

Q 3年間の実質雇用対策を問う

A 数人である

問 町長は、料金滞納者や生活保護者の多さを口にするが、仕事を与えてやれない町長や私たちに責任があるはずである。就任時から雇用の確保を断言してきたが、独自の成果を伺いたい。

答 手嶋町長　独自の雇用としては3年間で学校職員など数人である。今後も力をつくしたい。

もっと知りたい 委員会レポート

常任委員会の活動状況を報告します

総務常任委員会

平成22年4月12日	
結果	項目
徴収率は改善されている	町税等歳入の推進に関する調査

歳入推進課では、税務係と歳入推進係で徴収率のアップに努めています。税務係は町県民税、軽自動車税、固定資産税、タバコ税の課税業務を行い、歳入推進係は町税の徴収業務、住宅新築資金の徴収業務を行っています。

歳入確保のため、歳入推進会議を必要に応じて開催し、町長を交えての会議も昨年2回実施しました。会議の内容は、町税徴収、公債権、私債権の徴収方法、滞納整理方法、時効等の滞納整理に向けての協議、研修です。特に過年度分徴収に力を入れて、平成19年度徴収率9・71％が20年度では、15・87％で6・16％の伸びがあったと報告がありました。

平成22年5月10日	
結果	項目
顧問弁護士とも協議し、回収に努めている	住宅新築資金等貸付金償還金の収納状況

貸付件数は、2，030件で45億2，345万円。うち新築資金269件で、12億2，820万円。改修資金1，663件で、29億7，490万円。宅地取得金98件で、3億2，035万円。償還完了件数は、1，570件で39億8，404万141円。うち新築資金146件で、10億4，389万9，710円。改修資金1，369件で、26億8，044万5，320円。宅地取得資金55件で、2億5，969万5，111円。未償還件数は、460件で、5億3，940万9，859円。うち新築資金123件で、1億8，430万290円、改修資金294件で、2億9，445万4，680円。宅地取得資金43件で、6，065万4，889円、毎年約2，200万円納入されている。顧問弁護士とも協議しながら、借主及び保証人への督促、納付指導、催告書の送付、集金に努めていきたいと説明があり、より一層の努力を要請しました。

民生文教常任委員会

平成22年4月6日	
結果	項目
保護率の上昇は止まらず	生活保護の現状は

本町の生活保護費受給人員は、22年3月時点で2，028世帯、3，348人。保護率174・1（千人中174人が受給）。福岡県平均の22・5を大幅に上回ることから、この要因分析と対策が求められています。

生活保護費は国と県が負担し、町は支給事務を行えば良いことになっていますが、この事務の二重構造ゆえに町が受給者の生活実態を把握しにくい側面があります。

福岡県と連携し、自立支援プログラムを見すえた貧困対策、雇用対策に取り組まれるよう要請しました。

平成22年4月22日	
結果	項目
毎年100件程の事例がある	本町の児童虐待の現状は

平成21年度では、61世帯、105人の虐待相談があり、37世帯については世帯状況調査、療育相談などで対応。児童相談所への連絡事例が18件。年々増え続ける児童虐待件数と生

活保護の関連性について分析、対応するよう求めました。

21年10月、要保護児童対策地域協議会を発足させ体制を強化しているとのことですが、児童虐待は少子化対策の敵。町を挙げて虐待防止、撲滅キャンペーンを推進する必要があります。

▲工事が進んでいる子育て支援センター（青少年ホーム内）

平成22年5月12日	
結果	項目
2ヶ年かけて8億円で建設	給食センター建設計画の概要は

給食センターの基本設計及び実施設計予算額2，650万円に対し、契約実績額は1，239万円とその差が大きく、予算の見積りの甘さを指摘しました。

工事費は約8億円。2ヶ年の継続事業で完成させます。建設場所は、町所有の東田原工業団地内。

給食センター建設に合わせて、緑保育園下交差点への信号機設置、センター周辺の景観づくり、公園整備等を実施するよう提案しました。

建設産業常任委員会

平成22年4月21日	
結果	項目
計画どおり進む	平成21年度実施工事の現地調査

トイレが工場の2階にしかなく、従業員の大部分が女性のため女性用トイレの数が不足し、休憩時間にトイレ待ちの列ができ、新規雇用を控えていた清川産業（川崎デリカ）。当初予算でトイレ建設事業費が高すぎるという指摘を受けたため、町と清川産業で協議をしながら事業費を下げ、完成に至っています。

▲清川産業（川崎デリカ）

商品製造に必要な水源を確保するため、平成15年度より5回にわたり井戸の掘削を行い、いずれも水質や水量の基準をクリアできず操業開始が遅れていたアスキー（醸造酢加工施設）。旧東邦金属が使用していた井戸を利用し水源の確保ができました。これらの諸問題が解決された今後は、町内の方を1人でも多く雇用していただき、誘致企業としての役割を果たせるよう期待します。

安宅の滝整備事業の現地調査では、滝や川の中の清掃、階段の手すりの設置、案内板の設置について要望しました。

先進地政務視察調査

平成22年5月7日、飯塚市の伊藤伝右衛門邸を視察しました。平成22年度の当初予算で町有化に向けた魚楽園の調査・鑑定委託料の分が否決されたこともあり、類似施設の状況調査のため飯塚市の伊藤伝右衛門邸を視察しました。

川崎の魚楽園に比べ立地条件が良く、近隣に観光施設が多い伊藤伝右衛門邸ですが、年間の入場者数及び入場料収入を比較すると、飯塚市が取得し、公開を始めた平成19年度では23万8千人、6，428万円だったのが、平成21年度では8万4千人、2，119万円と3分の1程度に減少しています。支出の方を見ると、平成21年度における施設維持の管理費は1，932万円と収入より少ないものの、これには観光協会への助成金や駐車場の借上料等が含まれておらず、実質的には赤字という印象を受けました。この点について、飯塚市からの説明では、近隣への経済効果もあり、単純に市の収支だけでは比較できないとのことでした。また、近隣の観光施設と連携を取り新規観光ルートの開発をしたり、各種イベントを開催して観光客の確保に努めていること、観光ボランティアとして約50名の市民が無償で施設の案内人として協力していただいているとの説明がありました。

▲伊藤伝右衛門邸を視察する建産委員

議会だより
第99号
発行　川崎町　議会／編集　議会だより編集特別委員会
住所　〒827－8501 福岡県田川郡川崎町大字田原　789－2

傍聴席

今月は、株式会社川食の菅原潔（きよし）社長にお話を伺いました。

――― 日頃から、川崎町議会に多大なご協力をいただきまして、ありがとうございます。川崎町議会では、さまざまな議会改革の取り組みを進めていますが、このような取り組みに対して、感じることや望むことがあれば教えてください。

［菅原社長］

議会にとって１番大切なことは、真実です。議会の中で、さまざまな議案に対し、賛成、反対の活発な議論をし、こういう理由で賛成、こういう理由で反対と、町民に対し、明確に真実を伝えること、結果だけではなく、その過程が大事だと考えます。

６月に制定された川崎町議会基本条例については、とてもいい条例ができたと思います。ルールを決めて、そのルールにそってやっていくということが大切だし、行政は常に一貫性がないといけないと思います。基本条例の前文にも書いているように、町民のための町政であり、町の最高意思決定機関なので、開かれた議会になるよう、議員には品位をもって、１０年、２０年先の川崎町を見据えて頑張ってほしい、これが一町民としての願いです。

――― 議会だよりは、編集委員６名で自ら手分けをして、原稿を書いていますが、感想をお聞かせください。

［菅原社長］

よく読んでいます。議会でどんな議論をしているのか、どういう取り組みをしているかを発表できる広報紙というのは大事です。どんどん積極的にやってほしいです。

貴重な時間をありがとうございました。今後とも川崎町議会にご協力よろしくお願い致します。

視察　熊本県御船（みふね）町議会へ研修視察

５月１８日、議会改革特別委員会の委員が先進地である熊本県御船町議会へ研修に行きました。議会基本条例制定へ向けた取り組み、議会報告会、議会改革全般について研修してきました。

来町　熊本県大津（おおづ）町議会が来町

７月２１日、熊本県大津町議会議長ほか議会運営委員会の委員など９名が、川崎町議会基本条例制定までの取り組みなどについて研修するため、視察に訪れました。

画龍天晴

半世紀前、男の子の遊びと言えば、メンコ、ビー玉そして相撲だった。グランドに円を書き、２～３人いれば成立。短時間で勝負がつき、ルールも単純で面白かった▶しかし、今や遊びは電子化し、日本伝統の相撲は外来の野球、サッカーに押され特異な存在になりつつある。ここに来てプロ相撲界の不祥事。相撲始まって以来の危機とか▶子供は社会の鏡。その善導は、ひとえに大人の倫理観に依る▶さて、今議会で議会基本条例を成立させ、誇りある良識の府たらんと決意を示した。正々堂々、議論を戦わせ、より良い町を築こうではありませんか。いざハッケヨイ、ノコッタ。

議会だより編集特別委員会

議会日誌

4月

常任委員会
6日　民生文教委員会
12日　総務委員会
21日　建設産業委員会
22日　民生文教委員会

特別委員会
5日　議会改革委員会
13日　議会だより編集委員会
20日　議会だより編集委員会
28日　議会改革委員会

全員協議会　14日

5月

常任委員会
7日　建設産業委員会
10日　総務委員会
12日　民生文教委員会
24日　建設産業委員会
27日　民生文教委員会

特別委員会
18日　議会改革委員会
25日　議会改革委員会

議会運営委員会　31日
全員協議会　24日

6月

定例議会
4日　本会議（初日）
7日　常任委員会
9日　本会議（中日）
10日　常任委員会
11日　補正予算特別委員会
14日　本会議（一般質問）
15日　本会議（最終日）

議会運営委員会　8日・22日

常任委員会
23日　総務委員会
28日　民生文教委員会